

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 73 号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

別表文書料の項中「500」を「600」に、「普通の診断書又は」を「診断書又は普通の」に、「1,500」を「1,800」に改め、同表備考2中「診断書又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、なお従前の例による。

(京都市児童福祉センター総務課)